

新旧対照表

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

新	旧
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士</p> <p>4 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)「常勤」</p> <p>当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入院患者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</u></p> <p><u>また、</u>当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、指定介護療養型医療施設に指定通所リハビリテーション事業所が併設されている場合、指定介護療養型医療施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 人員に関する基準・設備に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士</p> <p>4 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)「常勤」</p> <p>当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、指定介護療養型医療施設に指定通所リハビリテーション事業所が併設されている場合、指定介護療養型医療施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>